

平成22年度から適用される市・県民税に係る税制改正

住民税の住宅借入金等特別税額控除

平成19年から税源移譲に伴い、住民税の住宅ローン控除が創設されたところですが、これとは別に、平成21年から平成25年までに入居され、平成21年分以後の所得税において住宅ローン控除を受ける人も、住民税の住宅ローン控除適用の対象となりました。

対象になる人（※入居年月日によって異なります）

- ① 平成11～18年までに入居された人
- ② 平成21～25年までに入居された人

①平成11年から平成18年までに入居された人で、下のAまたはBのどちらかの要件を満たす人

- A 税源移譲の影響で所得税額が減少することにより、住宅借入金等特別控除可能額が所得税額より大きくなり控除しきれなくなった人
- B 住宅借入金等特別控除可能額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった人

所得税と市民税・県民税を合わせて、今までどおりの住宅ローン減税を受けることができます。

従来は、市役所に申告書の提出が必要でしたが、平成22年度から原則不要になりました。

※ 年末調整や確定申告をされると、「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出は不要です。

②平成21年から平成25年までに入居された人

所得税で住宅ローン控除を受け、所得税から控除しきれない住宅ローン控除可能額がある人。

※ 年末調整や確定申告をされると、「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出は不要です。

特定増改築等に係る住宅借入金等の金額はなかったものとして計算します。

注意事項

事業所から提出される給与支払報告書や確定申告書に、住宅借入金等特別控除可能額や居住年月日などの記載がない場合、住民税の住宅ローン控除の対象とならない場合があります。

この場合は、申告が必要となりますので、ご注意ください。

③平成19年から平成20年末までに入居された人

所得税で控除期間を15年に延長する特例の選択が設けられているため、この制度の適用はありません。

計算方法

住民税の住宅ローン控除の対象になる金額は、次のうちいずれか少ない人です。

所得税(*)から引ききれなかった住宅ローン控除可能額＝所得税の課税される所得金額×5%（最高97,500円）

*＝住宅ローン控除をする前の所得税をさします。

住民税が非課税になる人や均等割のみ課税になる人は、住宅ローン控除は適用されません。

所得税から住宅ローン控除を全額控除できる場合や、住宅ローン控除を適用しなくても所得税がかからない場合も対象になりませんので、ご注意ください。

平成11年から平成18年までに入居した人への注意事項

上記のとおり、住宅借入金等特別税額控除申告書は原則提出不要になりましたが、申告によって異なる控除額が適用される下記の人に関しては従来の住宅借入金等特別税額控除申告書を提出した方が有利な場合があります。

- 山林所得、退職所得を有する人
- 変動所得・臨時所得を有し、平均課税の適用を受けている人

住宅借入金等特別税額控除申告書の提出期間について

住宅借入金等特別税額控除申告書による住宅ローン控除の適用を受ける場合には、申告を行う年度の最初の年の3月15日まで（市民税・県民税の納税通知書が送達されるときまでを含む）に、市役所へ申告書を提出していただく必要があります。また、所得税の確定申告書を提出する人につきましては、税務署を通して申告書を提出することとなります。

寄附金控除の対象の拡充

平成22年度から個人住民税の寄附金控除制度が拡充され、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうちから、ふじみ野市及び埼玉県が条例で指定した寄附金が新たに控除対象となりました。

ふじみ野市の条例で指定した寄附金

ふじみ野市内に事務所・事業所を有し、市民の福祉の増進に貢献する法人または団体に対する寄附金

【社会福祉法人】

樹会、秋桜会、崇徳会、すみれ会、たんぼぼ会、明照会、麦の家、ふじみ野なかよし会、
ふじみ野市社会福祉協議会、相愛福祉会、入間東部福祉会

埼玉県の条例で指定した寄附金

詳しくは、埼玉県ホームページをご確認ください。

金融証券税制の変更（今後、税制改正により変更されることがあります）

上場株式等に係る配当・譲渡所得等に対する軽減税率の延長

平成15年1月1日から平成20年12月31日までの間に行われる譲渡による上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して、申告分離課税により個人住民税所得割の税率については3%（市民税1.8%・県民税1.2%）の軽減税率とする措置が、平成23年12月31日まで延長されました。

平成24年1月1日以降は本則税率5%（市民税3%・県民税2%）となります。

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年1月以降
現行	10% (住民税:3% 所得税:7%)	【原則】 20% (住民税:5%、所得税:15%) 【特例措置】 上場株式等の配当(100万以下の部分) 10% (住民税:3%、所得税:7%) 上場株式等の譲渡益 (500万円以下の部分) 10% (住民税:3%、所得税:7%)		20% (住民税:5%、所得税:15%)	
改正後	10% (住民税:3% 所得税:7%)	10% (住民税:3%、所得税:7%)		20% (住民税:5%、所得税:15%)	

上場株式等に係る配当所得の申告分離課税制度の創設

平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等を有する場合において、当該上場株式等に係る配当所得の金額については申告分離課税を選択できる制度が創設されました。

この場合において、申告する上場株式等に係る配当所得の金額の合計額について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することとし、総合課税を選択した場合には配当控除の適用を受けることができませんが、申告分離課税を選択した場合には、配当控除の適用を受けることができます。

上場株式等の配当等に係る税率（申告における税率）

課税区分	～H20.12.31	H21.1.1～H23.12.31	H24.1.1～
総合課税	累進税率（所得税5～40%、住民税10%）*1		
申告分離課税	—	10% *2 (所得税:7%、住民税:3%)	20% *3 (所得税:15%、住民税:5%)

*1: 住民税10%の内訳（市民税6%・県民税4%）

*2: 住民税3%の内訳（市民税1.8%・県民税1.2%）

*3: 住民税5%の内訳（市民税3%・県民税2%）

上場株式等に係る譲渡損失の損益通算特例の創設

平成22年度分以後の個人住民税については、前年分の上場株式等の譲渡損失または前年以内3年の譲渡損失があるとき「申告分離課税」を選択した上場株式等の配当所得との間で、損益通算はできる特例が創設されました。また、源泉徴収選択口座を活用した方式については、平成22年1月1日から適用となります。

上場株式等に係る譲渡損失と配当等の損益通算

平成20年分まで	平成21年分(22年度)	平成22年分(23年度)以降
損益通算不可	確定申告により損益通算可	確定申告により損益通算可 源泉徴収選択口座において損益通算可